

千葉県教育みらい夢基金運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県教育みらい夢基金条例（平成25年千葉県条例第20号。以下「条例」という。）に基づき設置された千葉県教育みらい夢基金（以下「基金」という。）の有効かつ適切な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分)

第2条 基金は、条例第6条の規定により処分するものとする。

2 条例第1条に規定する「夢と思いやりの心を持ちチャレンジする子どもの育成」に係る基金充当事業とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 児童生徒の成果発表、体育行事、特別活動、各種大会又は発表会に関する事業

(2) 新たな教育課題の解決に向けた学習内容の研究又は実践に関する事業

(3) いじめ又は不登校の未然防止又は早期発見・解決に関する事業

(4) 児童生徒の心身の健康の保持増進等、学校保健安全に関する事業

(5) 障害のある児童生徒の学校生活支援等、特別支援教育の充実に
する事業

(6) 子どもの読書活動や芸術活動など豊かな心を涵養する事業

3 条例第1条に規定する「次代を担うこどもの参画推進」に係る基金充当事業とは、子どもの自立性、社会性、自治意識を育むこどもの参画推進事業及びその周知、啓発を図る事業をいう。

4 第1項の場合において、基金に積み立てることを条件として補助金相当額の国庫納付を必要とせず補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による承認を受けた財産処分に係る積立金は、千葉県立学校の施設整備に必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(区分経理)

第3条 前条第4項の積立金は、他の積立金と区分して経理しなければならない。

(運営委員会)

第4条 基金の適切な運営を確保することに関し必要な事項について協議するため、千葉県教育みらい夢基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育総務部長
- (2) こども未来部長
- (3) 財政部長
- (4) 幼児教育・保育部長
- (5) 学校教育部長
- (6) 生涯学習部長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育総務部長の職にある委員を、副委員長はこども未来部長の職にある委員をもって充てる。

4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに会議を招集する。

2 第4条第2項に掲げる委員は、会議に出席できないときは、代理する者を委員会に出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会への付議事項の事前調整並びに委員会からの委任事項の検討及び処理を行うことにより、委員会の円滑な運営を図るため、委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる幹事をもって組織する。

- (1) 企画課長
- (2) 資金課長
- (3) こども企画課長
- (4) 幼保支援課長
- (5) 教育総務部総務課長
- (6) 学事課長
- (7) 生涯学習振興課長

3 幹事会に幹事長を置き、企画課長の職にある幹事をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。

5 第2項に掲げる幹事は、代理する者を幹事会に出席させることができる。

6 第5条第3項の規定は、幹事会について準用する。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。